

報告事項 2

行政文書不開示決定処分取消請求事件等について

このことについて、行政文書不開示決定処分取消請求事件 6 件及び自己情報不開示決定処分取消請求事件 1 件に係る判決言渡がありましたので、別紙資料に基づき報告します。

平成 2 5 年 3 月 2 6 日

教 職 員 課

平成25年3月26日
教 職 員 課

自己情報不開示決定処分取消請求事件について

このことについて、平成25年3月7日（木）、名古屋地方裁判所において、県勝訴の判決が言い渡されましたので、報告します。

1 当事者

原告 安城市在住の県民

被告 愛知県（処分行政庁 愛知県教育委員会）

2 事案の概要

原告が春日台養護学校に対して、「情報公開やりとりが記載されている文書 H19年度からH23年度」を自己情報開示請求した。

県教委は、開示請求に係る保有個人情報を作成又は取得していないことを理由として「不存在」による不開示決定処分をしたところ、原告が処分の取消しを求めて提訴した。

3 判決の概要

【主文】

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。【県勝訴】

【理由要旨】

本件対象となる保有個人情報は、愛知県情報公開条例第2条2項に規定する行政文書に記録されているものに限られ、その行政文書とは実施機関の職員が職務上作成し、組織的に用いるものとして実施機関が管理しているものをいう。

本件春日台養護学校の情報公開事務担当者が原告とのやりとりを記録した私物の日記帳やICレコーダーの録音データは、担当者が専ら自己の職務遂行の便宜のために個人的に利用・管理する文書等であって、組織としての利用・管理を予定していないものである。よって行政文書には該当しない。

また、原告は、春日台養護学校がその他にも原告への情報公開に係る文書を保管しており、保有個人情報が存在するはずであると主張するが、本件全証拠によっても当該行政文書が存在するということとはできない。

以上のとおり、本件開示請求の対象である保有個人情報の存在を認めることはできないから、本件処分は適法である。

4 控訴期限

平成25年3月21日（木）〔確定〕

平成25年3月26日
教 職 員 課

行政文書不開示決定処分取消請求事件について

このことについて、平成25年3月14日（木）、名古屋地方裁判所において、県勝訴の判決が言い渡されましたので、報告します。

1 当事者

原告 安城市在住の県民

被告 愛知県（処分行政庁 愛知県教育委員会）

2 事案の概要

原告が県立学校に対して、「発達障害と医学診断する医療機関名が記載された文書」を行政文書開示請求した。

県教委は、対象となる文書について個人識別情報等に該当することを理由として不開示決定処分をしたところ、原告が当該処分の取消しを求めて提訴した。

3 判決の概要

【主文】

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。【県勝訴】

【理由要旨】

本件対象文書となる生徒ごとの指導記録には、医療機関名のほかにも生徒本人や保護者等との相談内容や率直な心情、関係者の忌憚のない意見等といった事柄が具体的かつ詳細に記録されており、これらの情報は発達障害等の診断を受けた当該生徒やその保護者等の人格と密接に関連していると言える。

そのため「特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報」に該当する。

また、本件文書が第三者に公開されれば、生徒や保護者、医療機関等が高等学校に対して情報提供や意見交換をすることをためらい、生徒に対する適切な支援・指導が困難になるおそれがある。

これに対して原告は医療機関名だけなら開示することができると主張するが、本件文書作成の趣旨、目的等に照らすと、そのような一部開示でも適正な業務の遂行に支障を及ぼすことになり、本件文書全体が不開示情報であり、医療機関名だけでも一部開示することはできない。

4 控訴期限

平成25年3月28日（木）〔予定〕

平成25年3月26日
教 職 員 課

行政文書不開示決定処分取消請求事件について

このことについて、平成25年3月21日（木）、名古屋地方裁判所において、県勝訴の判決が言い渡されましたので、報告します。なお、本判決は、審理が併合されていた5件の訴訟事件に係るものです。

1 当事者

原告 安城市在住の県民
被告 愛知県（処分行政庁 愛知県教育委員会）

2 事案の概要

原告が安城養護学校に対して、「平成22年度 ①個別の教育支援計画・実践 ②個別の指導計画・実践」を行政文書開示請求した。

県教委は、対象となる文書について個人識別情報等に該当することを理由として不開示決定処分をしたところ、原告が当該処分の取消しを求めて提訴した。

なお、併合されていた他の事件も個人識別情報等を理由として不開示決定処分とし、原告が処分の取消しを求めて提起してきたものである。

3 判決の概要

【主文】

- 1 原告の請求をいずれも棄却する
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。【県勝訴】

【理由要旨】

本件対象文書に記録されている情報は、愛知県情報公開条例第7条2号（個人識別情報）及び6号（公にすることで事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報）の不開示事由に該当する。

原告は、愛知県教育委員会が過去に原告に対して情報提供した内容については第7条2号及び6号に該当しない旨主張するが、過去にされた情報提供の有無及び内容によって、本件条例の解釈・適用が左右されるものではない。

また、原告は、対象文書に不開示情報が記録されている部分があったとしても、その内容部分を除いた様式部分のみの一部開示をすべき旨主張するが、原告の本件開示請求は、本件文書の内容そのものの開示を請求したものとみられるから、様式のみを一部開示しなければならないものではない。

その他原告が縷々主張する点も、本件不開示決定の適法性を左右するものではなく、本件不開示決定は適法である。

4 控訴期限

平成25年4月4日（木）〔予定〕